

香川県条例第1号

香川県大学生等奨学金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、高等専門学校（第4学年及び第5学年に限る。）又は専修学校（専門課程に限る。）（以下「大学等」という。）に在学する者であつて、意欲及び能力が高く、かつ、経済的な理由により修学することが困難なものに対し、大学生等奨学金（以下「奨学金」という。）を貸し付けることにより、これらの者の修学を容易にし、もって安心して子どもが育てられる環境づくりを進めるとともに、県内における優秀な人材の確保に資することを目的とする。

(貸付けの対象者)

第2条 奨学金の貸付けの対象となる者は、次に掲げる要件を備える者とする。

- (1) 大学等に在学していること。
- (2) 第5条第1項の申込みをする時に保護者又はこれに準ずる者が県内に住所を有すること。
- (3) 学業成績が優秀であると認められること。
- (4) 経済的な理由により修学することが困難であると認められること。
- (5) 香川県看護学生修学資金貸付条例（昭和38年香川県条例第15号）、香川県獣医学生修学資金貸付条例（平成4年香川県条例第1号）、香川県医学生修学資金貸付条例（平成19年香川県条例第4号）若しくは香川県保育学生の修学援助に関する特別措置条例（平成21年香川県条例第7号）による修学資金の貸付け又は母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による修学資金の貸付けを受けていないこと。

(奨学金の額等)

第3条 奨学金は、無利息で貸し付けるものとし、その額は、規則で定める。

2 奨学金を貸し付ける期間は、第5条第2項の契約に定められた月から大学等を卒業する日の属する月までの間（正規の修業年限を上限とする。）とする。

(連帯債務者等)

第4条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、連帯債務者を加え、及び保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、奨学金の貸付けを受けた者と連帯して、奨学金の返還の債務を負担するものとする。

(貸付けの申込み及び契約)

第5条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申込みをしなければならない。

2 知事は、前項の申込みを受けたときは、必要な事項を審査した後、奨学金を貸し付ける旨の契約を結ぶことができる。

3 知事は、前項の規定による審査において、子が3人以上である世帯に係る経済的負担の軽減を図るため特別な配慮に努めるものとする。

(貸付契約の解除及び貸付けの休止)

第6条 知事は、前条第2項の契約を締結した者（以下「奨学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その契約を解除するものとする。

(1) 第2条各号（第2号を除く。）に掲げる要件のいずれかを欠くに至ったとき。

(2) 奨学金の貸付けを受けることを辞退したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、奨学金を貸し付けることが適当でない認められるとき。

2 知事は、奨学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで奨学金の貸付けを行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸し付けられた奨学金があるときは、その奨学金は、当該奨学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸し付けられたものとみなす。

(返還)

第7条 奨学金の貸付けを受けた者は、大学等を卒業した日（退学した場合その他の規則で定める場合にあつては、規則で定める日）の属する月の翌月の初日から起算して1年を経過した日から20年以内で規則で定める期間内に、規則で定めるところにより、奨学金を返還しなければならない。ただし、奨学金の貸付けを受けた者は、規則で定めるところにより繰上返還をすることができる。

2 奨学金の貸付けを受けた者が、支払能力があるにもかかわらず奨学金の返還を著しく怠ったと認められるときは、前項の規定にかかわらず、その者は、知事の請求に基づき、その指定する日までに返還未済額の全部を返還しなければならない。

(返還の債務の免除)

第8条 知事は、奨学金の貸付けを受けた者が大学等を卒業した日（編入学した場合その他の規則で定める場合にあつては、規則で定める日。以下同じ。）の属する月の翌月から起算して6月以内に次の各号のいずれにも該当することとなり、引き続き規則で定める期間当該各号に該当す

るときは、奨学金の返還の債務（連帯債務者の債務を含む。以下同じ。）の一部を免除するものとする。ただし、当該奨学金の貸付けを受けた者が支払能力があるにもかかわらず奨学金の返還を著しく怠ったと認められるときその他奨学金の返還の債務の一部を免除することが適当でないとい認められるときは、この限りでない。

- (1) 県内に居住していると認められること。
- (2) 県内で就業していると認められること。

2 知事は、奨学金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 精神又は身体に著しい障害を受けたことにより、奨学金を返還することができなくなったとき。

（返還の債務の履行猶予）

第9条 知事は、奨学金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間、奨学金の返還の債務の履行の全部又は一部を猶予することができる。

- (1) 大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して6月以内に前条第1項各号のいずれにも該当したとき 規則で定める期間
- (2) 大学等又はこれに準ずる学校に在学しているとき 在学している期間
- (3) 災害、疾病その他やむを得ない理由により奨学金を返還することが困難であると認められるとき その理由が継続している期間

（延滞利息）

第10条 奨学金の貸付けを受けた者は、正当な理由がなくて奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年10.75パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。